

令和2年3月3日

【照会先】

(テレワークコースの特例について)

雇用環境・均等局 在宅労働課

課長：吉村 紀一郎

課長補佐：永倉 真紀

(代表) 03-5253-1111(内線7850)

(直通) 03-3595-3273

報道関係者各位

(職場意識改善コースの特例について)

労働基準局 労働条件政策課

課長：黒澤 朗

課長補佐：池内 伸好

(代表) 03-5253-1111(内線5534)

(直通) 03-3502-1599

新型コロナウイルス感染症に係る時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例について

今般の新型コロナウイルス感染症対策として、新たにテレワークを導入し、又は特別休暇の規定を整備した中小企業事業主を支援するため、既に今年度の申請の受付を終了していた時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）について、特例的なコースを新たに設け、速やかに申請受付を開始することとしました。

その概要は、別紙のとおりです。更なる詳細については、速やかに検討を進め、公表いたします。

【公表資料】

- 時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例について（別紙）

(別紙)

時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）の特例について

- 本年度の時間外労働等改善助成金（テレワークコース、職場意識改善コース）については、助成金の受付を既に終了している。
- 他方で、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、テレワーク導入や特別休暇の規定整備は急務である。このため、既存のコースの要件を簡素化した上で、時間外労働等改善助成金に特例的なコースを新たに設け、速やかに特例コースの申請受付を開始することとする。
- 特例コースについては、令和2年2月17日（※）以降に行つた取組については、交付決定を行つ前であっても、特例として助成の対象とすることとする。
※新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安をとりまとめ、大臣が会見でテレワーク等の積極的取組を呼びかけた日

テレワークの特例コース		職場意識改善の特例コース
対象事業主	新型コロナウイルス感染症対策としてテレワークを新規で導入する中小企業事業主	新型コロナウイルス感染症対策として休暇の取得促進に向けた環境整備に取り組む中小企業事業主
助成対象の取組	・テレワーク用通信機器の導入・運用 ・就業規則・労使協定等の作成・変更 等	・就業規則等の作成・変更 ・労務管理用機器等の購入・更新 等
要件	事業実施期間中にテレワークを実施した労働者が1人以上いること	事業実施期間中に新型コロナウイルスの対応として労働者が利用できる特別休暇の規定を整備すること
事業実施期間	令和2年2月17日～令和2年5月31日	
支給額	補助率：1／2 1企業当たりの上限額：100万円	補助率：3／4 ※事業規模30名以下かつ労働能力の増進に資する設備・機器等の経費が30万円を超える場合は、4／5を助成上限額：50万円